

福島薬剤師会 令和5年4月研修会レポート

日時：令和5年4月12日 19:15~21:00

場所：福島テルサ

研修委員 安西 亮介

【特別公演】「熊本地震を経験して

～支援薬剤師として、災害薬事コーディネーターとして～」

株式会社ハートフェルト 代表取締役

(熊本県薬剤師会 災害薬事コーディネーター)

稲葉 一郎 先生

災害医療の原則 CSCA PPP

C→Command and control 指揮、統制

S→Safety 安全

C→Communication 情報伝達

A→Assessment 評価

P→Pharmaceutical triage 災害薬事トリアージ

P→Preparation 準備

P→Provide medicines 医薬品供給・調剤

災害時の薬剤師の役割

- ・ 医薬品の在庫管理
- ・ 医師、看護師への情報提供
 - 使用する医薬品は限られており、代替薬として一般医薬品を活用し提案
 - 医薬品の識別には、ヒートのシンボルマークやGS1コードが役に立つ
- ・ 使用薬の聞き取り、お薬手帳の活用
- ・ 調剤・服薬指導
 - 仮設調剤室としてモバイルファーマシーが好ましい

災害薬事コーディネーターの役割

支援薬剤師の割り振り

医薬品・備品の手配

仮設調剤所の立ち上げ（モバイルファーマシーの設置場所、撤収）

活動

使用薬の聞き取り
医薬品の鑑別、特定、代替薬を決め⇒医師にサインしてもらう
医療チームのミーティングに参加
避難所回り、避難所環境衛生管理
OTC を使い、必要な医薬品ないか
健康相談

支援内容

約9割が調剤業務。不足した場合の対応は、発注しての対応が多く。後半は、支援活動の収束に伴うモバイルファーマシーの撤退にむけた発注控えが影響し、保険薬局での対応が増えた。

調剤においておくすり手帳が役に立った。

災害処方箋

保険薬局が、災害処方箋を応需することは、現行の法律（災害救助法など）では認められていない。

モバイルファーマシーを増設し今後の災害発生のために有効活用することが望まれる
災害拠点薬局を指定し、支援薬剤師を入れることが必要
支援に出勤する薬剤師の薬局への支援が必要

問題点と課題

地域の防災計画のなかに、保険薬局を中心にいければ、薬の廃棄も減らせる。

医薬品提供の場を早急に作ってほしい

→モバイルファーマシーが断然望ましい

有事の際、何名が活動できるのか

→継続的に活動できた災害薬事コーディネーターは数名だった。

開局時間の延長、休日返上、支援活動援助で疲労困憊

避難所の撤収、収束時期の決定

薬剤師の任務、

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

→地域における医薬品の供給の責任を持つことが重要